

第3次城陽市人権教育・啓発推進計画（原案）等の概要について

本市では、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向け、2006年（平成18年）3月に「城陽市人権教育・啓発推進計画」を、2016年（平成28年）3月には「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めているところです。

しかし、今日においても、部落差別（同和問題）や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等の人権問題は存在しており、近年では、新型コロナウイルス感染者等に対する差別、インターネット上の掲示板等への悪質な書き込み、戸籍の不正取得等の事象も発生しています。

こうした状況の中、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」が2025年度（令和7年度）に期間満了となることから、これまでの人権問題について、継続的に取り組むとともに、新たな課題に対応できる広い視野を持って、人権教育・啓発の取組を推進するため、その基本的指針として「第3次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

1 「城陽市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査について

（1）調査方法等

市民意識調査	
調査対象	市内に居住する18歳以上の方から無作為で2,000人を抽出
調査方法	郵送により調査票を配布及び回収、もしくはインターネットによる回答
調査期間	2025年（令和7年）7月29日から2025年（令和7年）8月15日まで
回収数	661件 うちインターネットによる回答131件
回収率	33.1%

（2）調査結果の概要

- ・様々な分野の人権課題に対する関心や理解の深さに差がみられた。例えば、女性や子どもの人権といった、身近に接する機会の多いテーマの理解は進んでいる一方で、犯罪被害者とその家族の人権、ホームレスの人権など、接点の少ない分野では理解が浅い傾向がみられた。
- ・インターネット上での誹謗中傷や差別的な発言など、従来の枠を超えた人権課題への関心が高まっており、社会の複雑化に伴い新たな形で人権への理解や配慮が求められていることが明らかになった。

- ・総じて、人権尊重の理念は広く共有されている状況だが、理解の深まりや実践の段階では、誰もが人権を身近な課題として意識できるよう、具体的な事例や身近な出来事を通じて啓発を重ねることが重要であることが明らかになった。

2 第3次城陽市人権教育・啓発推進計画（原案）について

（1）計画期間

目標年次は2026年度（令和8年度）から2036年度（令和18年度）までとし、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行う。

（2）人権教育・啓発推進の基本方針

- ・一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ・共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ・生涯学習としての人権教育・啓発
- ・自分のこととして考える人権教育・啓発

（3）人権問題の現状等

各人権課題に対する現状や課題を踏まえ、各施策に取り組む。

特に、インターネットやSNS上での誹謗中傷、プライバシーの侵害などについては、社会的な関心が高い課題横断的な人権問題として重点的に取り組むこととしている。

①課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）

- ・インターネット社会における人権の侵害
- ・感染症発生時における人権の尊重
- ・個人情報の保護
- ・安心して働ける職場環境の推進
- ・自殺対策の推進
- ・災害時の配慮

②個別の人権問題に対する取組

- ・部落差別（同和問題）
- ・女性
- ・子ども
- ・高齢者
- ・障がいのある人
- ・外国人
- ・ハンセン病、エイズ患者・HIV感染者、難病患者等
- ・さまざまな人権問題

（4）人権教育・啓発の推進

生涯にわたり発達段階に応じて、気づき、考え、行動することができるよう、「多様なきっかけづくり」を推進する。なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、内容、実施の方法が、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう取り

組むこととしている。

- ・啓発の推進体制
- ・あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- ・人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進
- ・つながり支え合うための効果的なしくみづくり
- ・人権に関する相談の充実

3 今後のスケジュールについて

2025年(令和7年)	12月～1月	原案に対するパブリックコメントの実施
2026年(令和8年)	2月～3月	市議会への報告(パブリックコメント結果と計画(案)の報告)
	3月	計画策定